


所管部課	市民部課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	納税課		
<p>1. 要旨</p> <p>税制改正に伴い、規則で定める様式について、必要な改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正する様式 市民税・都民税納税通知書 「ひとり親控除」項目の新設その他必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法の規定に沿った事務処理を行うことができる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。